

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 令 和 6 年 度 第 9 回 会 議 議 事 録

### 1 日 時

令和7年1月17日（金曜日） 午後1時30分から午後4時40分まで

### 2 場 所

京都市役所本庁舎1階 第3会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

高田会長、湯川会長代理、奥委員、新関委員、志澤委員、岡委員

#### 【事務局】

上原建築指導部長、藤村建築指導課長、門川建築相談・道路担当課長、佐藤建築審査課長、  
中島建築安全推進課長、鶴田調査係長、能谷確認指導係長、青木建築相談第二係長、他4名

#### 【同意案件に関する処分庁】

奥山企画基準係長、小西道路第一係長、大河内道路第二係長、他2名

#### 【参考人】

なし

#### 【傍聴人】

1名

### 4 議題

#### (1) 事務局からの報告事項

- ア 同意済案件に関する状況報告
- イ 前回会議の議事録の確認
- ウ その他報告事項

#### (2) 同意及び包括同意案件に関する審議等

- ア 建築基準法第55条第4項第2号の規定に基づく許可（小学校：北区1件）【同意】
- イ 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停の上家：西京区1件、伏見区1件）【包括同意】
- ウ 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）【同意】
- エ 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：山科区3件）【包括同意】

#### (3) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）

#### (4) 令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する審議

#### (5) 令和6年度第2号審査請求事件に関する審議

### 5 公開・非公開の別

議題のうち(1)及び(2)は公開、(3)～(5)は非公開

## 6 結果

### (1) 事務局からの報告事項について

ア 同意済案件に関する報告を受けた。

イ 前回会議の議事録を確認した。

ウ その他報告事項

次回会議は令和7年2月21日（金）「京都市役所分庁舎4階第1会議室」で開催することとなった。

### (2) 同意及び包括同意案件に関する審議等

【建築基準法第55条第4項第2号の規定に基づく許可（小学校：北区1件）（同意）】

ア 審議の概要

建築基準法第55条第4項第2号の規定に基づく許可について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 審議の結果：同意

ウ 質問等

委員：バリアフリーに必要なエレベーター棟の増築であり高さの許可が必要なことは理解した。

柘野小学校南校舎棟は4階建てで高さが1.5m近いが、既存不適格ではなく当初から高さの許可を受けて建てられたのか。

処分庁：昭和53年当初に法55条の許可を受けている。

委員：当初から高さ規制があったということか。

処分庁：そうである。

委員：高度地区の許可や高さの許可は、建築審査会の同意でよいのか。景観審査会になるのか。仕組みを教えてください。

処分庁：資料2ページにも記載があるが、今回審議をお願いするのは法55条の許可で、第1種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度についてであり、建築審査会で審議・同意いただく。一方、法58条の高度地区の高さ許可については景観審査会で審議する事項になる。今回はそれらをほぼ同時に進めている。

委員：許可はやむを得ないと考える。計画内容だけ確認したい。エレベーターは4階建ての南校舎の各階に止まるのか。また、2階建ての本校舎棟や3階建ての北校舎棟にはバリアフリーで行くことができるのか。

処分庁：エレベーターは各階に止まる。また、計画配置図を見ていただくと、今回南校舎棟4階建ての各階に止まるエレベーターを設置するに伴い、渡り廊下等で本校舎につながっているので、ほとんどの所にバリアフリーで行くことができる。ただし、北校舎棟には本校舎棟の2階とつながるので北校舎棟の2階から3階にはエレベーターで上れない。それ以外についてはバリアフリー経路が確保される。

委員：当建築審査会とは直接関係ないが、完成予想図を見ると無機質なエレベーター棟が増築されているように見えるが、綺麗に装飾するのか。

処分庁：装飾はされないと聞いている。建築基準法に基づく高さの許可なので建築デザインについては特に処分庁として意見していない。

会 長：建築審査会でそのような意見があったことは伝えてもらうほうが良い。

処分庁：そのようにする。

委 員：エレベーター棟の増築に伴い渡り廊下の増築も一部行っているとのことであるが、体育館に上るところのスロープでは雨で濡れてしまわないか。スロープの上部には屋根は作らないのか。

処分庁：当該スロープは敷地内の高低差を処理するためのものであり、上部に建物の庇があると思われる。

委 員：車いすの人が雨で濡れなければよい。

会 長：ほかに意見がなければ、同意としてまとめてよろしいか。  
(異議なし。)

会 長：同意とする。

【建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停の上家：西京区1件）（包括同意）】

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等：なし

【建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停の上家：伏見区1件）（包括同意）】

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等：なし

【建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）（同意）】

ア 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について、処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質問等

委 員：前面通路の幅員は2.55m～2.88mとあるが、現状は4m前後あるのか。

処分庁：3m前後である。

委 員：それは水路も含んだ幅員か。

処分庁：そうである。基準時においては、水路が開渠であり、水路と法面を除いた平場の有効な幅員が1.8m未満だったため、二項道路の避難通路となっていたが、現在は、水路が暗渠化され、対側地の擁壁も整備されているため、幅員3m前後で通行できる状況である。

委 員：水路管理者はだれか。

処分庁：京都市である。

委員：水路敷を通路として使用する許可は必要ないのか。

処分庁：暗渠の水路部分も含めて、一般の通行の用に供されている京都市管理の道であるため、特に許可は必要ない。

委員：将来、暗渠の部分が開渠になるということはないか。

処分庁：ないと考えている。

会長：ほかに意見がなければ、同意としてまとめてよろしいか。  
(異議なし。)

会長：同意とする。

**【建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：山科区3件）（包括同意）】**

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等：

**【専用住宅：山科区1件 報告第1018号】**

委員：前面通路の狭い部分が2.84mだが、どのあたりか。

処分庁：東端部である。

委員：真ん中のくびれているところは、2.84mより広いのか。

処分庁：そのとおり。

委員：車両は通行しているのか。

処分庁：通行している。

委員：安全面で支障がないと理解してよろしいか。

処分庁：支障がないと考えている。

(3) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）について、処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

(4) 令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する審議について

ア 報告及び審議の概要

令和6年度第1号及び第3号審査請求事件について、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書の内容及び今後の進め方について審議した。

イ 審議の結果：継続審議

(5) 令和6年度第2号審査請求事件に関する審議について

ア 報告及び審議の概要

令和6年度第2号審査請求事件について、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書の内容及び今後の進め方について審議した。

イ 審議の結果：継続審議

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄